

Weekly コラム

令和 7 年 1 月 8 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

業界団体が住宅ローン減税の延長要望

全国住宅産業協会(馬場研治会長＝写真)はこのほど、住宅と土地に関する税制改正要望書を国土交通省に提出しました。「住宅取得の促進と不動産市場の活性化のため」として、①住宅ローン減税の上乗せ措置・緩和特例の延長、②住宅取得に係る税制特例措置(固定資産税・不動産取得税・登録免許税)の床面積要件の緩和、③住宅税制の抜本的な見直し——の3点を重点要望項目に挙げています。

住宅ローン減税については、子育て世帯・若者夫婦世帯の制度上の借入限度額の上乗せ措置と、合計所得金額1千万円以下の年の床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に引き下げる緩和特例の延長(現行はともに今年12月31日が期限)を求めました。住宅取得に係る税制特例措置では、固定資産税・不動産取得税・登録免許税の軽減措置の床面積要件を現行の50㎡以上から40㎡以上に緩和することを要望。また住宅税制の抜本的な見直しとして、購入時の過度な負担を抑えるため、消費税課税方式の見直しや流通課税の廃止などを求めています。

このほか、延長を求める制度として①長寿化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置、②リート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置、③不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置、④既存住宅の子育て対応リフォーム、⑤買取再販に係る不動産取得税の特

例措置、⑥サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制、⑦防災街区整備事業に係る特例措置、⑧地域福利増進事業に係る特例措置——の8つを列举。また、創設・導入を求める制度として、①二地域居住のための特例措置、②老朽化マンション再生等促進のための税制上の支援措置、③住宅の解体費用を補助する制度、④良好な街並み維持と良質な住宅ストックの継続利用に資する相続税の特例措置、⑤サステナブルな土地の利用・管理のための具体的施策——の5つを挙げています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。